議題１：農振除外申出者に違反転用農地があった場合の対処について（犬山市提出）

資料１

市名	回答		
	（１） 農振除外の申し出にあたり、条件を付けているかについて	↓「条件を付けている」の場合 （２）条件の内容等について	↓「条件を付けていない」の場合 （３）どのように指導しているかについて
名古屋市	条件を付けている	明文等でルール化している訳ではありませんが、次のように考えます。 もし、農振除外の申出地そのものが違反転用状態であった場合は、いったん更地に戻すことを条件とします。これは、違反転用の問題以前に、他の目的に転用されている土地を利用する旨の転用計画は、実現可能性に問題があるからです。ただし、やむを得ない事情があると勘案される場合はこの限りではありません。 また、申出地以外の所有農地が違反転用されている場合は、違反転用の是正について強く指導しますが、基本的には他事にあたると考えます。是正を「条件」に位置づけるかは、違反の様態等を含め、個別の判断になると考えます。	
豊橋市	条件を付けている	是正のタイミングについては、違反転用の内容にもよるが、①事前相談時もしくは②現地調査依頼票を受付時に同時に行うよう指導している。是正後、③申し出票(本申請）を受付をする。 （本市の場合、①事前相談→②現地調査依頼票の受付→③申し出票（本申請）の受付）	
岡崎市	条件を付けていない		他法令の指導基準に基づき、担当部局（課）から指導をしている。
一宮市	条件を付けている	犬山市同様、違反転用農地の是正をしてから、農振除外の申出を受け付けています。	
瀬戸市	条件を付けていない		実例はないが、違反転用地を利用できないとする土地の選定理由を申し立てる場合は、追認許可を得ることを必須とし、それ以外は早期の違反解消を指導することが考えられる。
半田市	条件を付けていない		本家の違反転用については、申出者の責務には値しないため、本家に直接是正を求めることとしています。
春日井市	条件を付けている	農振除外は、農地転用の許可見込みが必要であるため、是正命令の内容が新たな申請と関連があるか否かによる。 関連がある場合は、是正命令に従わないまま新たな申請を行う場合は、信用がないものとして農地転用の許可見込みがなく、農振除外できない。 一方、関連がない場合は、新たな申請は通常の事務処理を行い、違反転用については別に是正指導を行う。	
豊川市	条件を付けている	是正するように指導している。申出者（事業計画者）が別の場合は、同時申請が可能である。申出者（事業計画者）が同じであれば是正後に申請が可能である。	
津島市	条件を付けていない		農地転用許可申請時の取り扱いと同様に、農振除外申出についてもその案件の必要性等を審査し判断とするため、違反転用地の有無による受付対応には変わりはないが、口頭等での罰則規定等の説明を含め、違反転用改善指導を行っている。
碧南市	条件を付けている	農振除外の後の農地転用許可の際に、許可が見込めない（他法令の許可見込みがない）と考えられるため、是正をするよう依頼する。	（２）のとおり
刈谷市	条件を付けていない		是正指導は行うが、是正完了を申出受理の必須条件とはしていない。ただし、案件に応じて、今後是正することを確約させる上申書等の提出を求めたり、直ちに是正指導に応じないことが法第１３条第２項第１号における「代替性なし」に抵触するようなケースでは是正完了を必須条件とするなどの運用も考えられる。
豊田市	条件を付けている	農振除外で分家住宅の申し出の際、申出者（家族含む）の申出地や所有農地に違反転用があった場合、本市においても、違反転用農地の是正をしてから農振除外の申し出するよう指導している。	事前もしくは同時の是正を条件としている。

市名	回答		
	（1） 農振除外の申し出にあたり、条件を付けているかについて	↓「条件を付けている」の場合	↓「条件を付けていない」の場合
		（2）条件の内容等について	（3）どのように指導しているかについて
安　城　市	条件を付けている	申出者本人の所有農地に違反転用がある場合においては是正を求めているが、除外の申出と同時ではなく、農地転用の申請前もしくは申請と同時の是正を条件としている。(ただし、違反転用農地が農用地区域内農地である場合は、是正の機会を逸しないよう除外申出の事前もしくは同時の是正を条件としている。) 申出者の家族の所有農地に違反転用がある場合においては、(程度・内容にはよるものの)是正を条件とまではしていない。行政書士等を通じて是正を依頼することとしている。	
西　尾　市	条件を付けている	白地に違反転用がある場合は、事前の是正を指導しています。（違反転用がある場合は、1号要件を満たしていないと判断するため) 申出地については、事前若しくは同時の是正を指導しています。（是正のための申し出の場合を除く）	
蒲　郡　市	条件を付けている	農振法第13条第2項第1号で適当性を判断する際に農地転用の見込みを確認するが、農地法第4条第2項第3号の転用許可要件の中の一般基準において、申請に係る農地を農地以外のものにする行為を行うために必要な資力及び信用があると認められない場合、許可をすることができない旨が示されている。違反転用がある場合、信用に欠けるため、農振除外でも事前もしくは同時に違反転用の是正をしてから申出をするように指導している。	
犬　山　市	条件を付けている	本市では、農振除外の申出者が所有農地に違反転用があった場合、違反転用農地を是正をしてから申出をするよう指導しております。	
常　滑　市	条件を付けている	申出地については是正を求めていないが、他の所有農地については是正するよう指導している。	
江　南　市	条件を付けている	農振除外申出時に申出地や所有農地に違反転用があった場合は、是正もしくは農地復元をしてから申出するよう指導しています。	
小　牧　市	条件を付けている	申出地が違反転用の場合は、事前に違反転用状態を是正（土の見える状態）をしてから除外の受付を行います。建物がある場合は建物の撤去後、資材置場等の場合は資材等の撤去後となります。 申出者（家族含む）の所有農地に違反転用がある場合は口頭による指導はしますが、是正までは受付の条件としていません。	
稲　沢　市	条件を付けている	申出地の違反については、原則是正した後に除外することとしている。ただし、是正が困難かつ除外及び転用の見込がある場合には、始末書（任意様式）の提出をもって是正に変えることができるものとしている。 申出地ではない所有農地のみに違反がある場合、除外の申出においては指導の対象としていない。	
新　城　市	条件を付けている	もう既に資材置場として使用していた農地を資材置場として除外・転用する事例が本市でありましたが、それは是正も兼ねた除外・転用でした。違反転用の状況にもよりますが、申出地で違反転用があった場合は是正を依頼します。	申出地でない所有農地に違反転用があった場合は、是正を完了させることが条件とまではしませんが、できるだけ是正をする旨の指導を行うようにしています。
東　海　市	条件を付けていない		・申出地に違反転用があった場合は、農地転用申請時に始末書を提出してもらう。 ・所有農地が違反転用の場合、申請者へ農振除外及び農地転用を行うように案内する。
大　府　市	条件を付けている	農振除外の申出は、違反転用農地の事前若しくは同時の是正を求めています。	
知　多　市	条件を付けている	農振除外については、原則、遡及しないこととしており、違反転用農地状況を是正（原状回復）してから申出を行うよう指導しています。	
知　立　市	条件を付けていない		事前相談の段階で行政指導として是正をお願いしている。
尾 張 旭 市	条件を付けていない		本市においても、農振除外の申出にあたり申出者の所有農地に違反転用があった場合、事前もしくは同時の是正を指導していますが、申し出にあたっての条件とはしていません。

市名	回答		
	（1） 農振除外の申し出にあたり、条件を付けているかについて	↓「条件を付けている」の場合	↓「条件を付けていない」の場合
		（2）条件の内容等について	（3）どのように指導しているかについて
高　浜　市	条件を付けている	本市では、違反転用農地の事例がありませんが、事前若しくは同時に、違反転用農地の是正をしてから農振除外の申出の指導はします。	
岩　倉　市	条件を付けている	本市においても、農振除外申出の後、農地転用申請を行うことを鑑み、農地転用時の許可基準である「申請者の信用」の担保が取れないことを理由に、農振除外の申出にあたり、事前もしくは同時の是正を条件としている。	
豊　明　市	条件を付けていない		農地転用許可申請の際に始末書の添付を求めている。
日　進　市	条件を付けていない		農振除外申出者の申出地以外の農地で違反転用があった場合、条件付けでの指導は特に行っていないが、道義的に考えて、農振除外を申出る前に違反転用を是正するよう指導は行うべきと考える。
田　原　市	条件を付けていない		農振除外申請時に農業委員会へ意見照会しており、違法転用がある場合には転用申請時までに是正するよう指導している。
愛　西　市	条件を付けている	申出地の所有者世帯が所有する農地に違反転用があった場合は、是正を指導している。	
清　須　市	条件を付けていない		申出地が違反転用されている場合は、許可権者である愛知県と協議の後判断する。また、本市に事例はないが、申請地以外の所有農地が違反転用されている場合は、違反転用を是正するよう指導はするが、除外申請の条件にはしないと考える。
北名古屋市		本市は市内全域に農振がありません。	
弥　富　市	条件を付けている	事前の是正が望ましいが、最低限同時進行で是正を行なうことを条件としている。	
みよし市	条件を付けている	違反転用農地の是正をしてから農振除外の申し出を行うよう指導しています。	
あ　ま　市	条件を付けている	違反転用農地がある場合は是正をすること 是正の申請は事前もしくは同時	
長久手市	条件を付けている	犬山市と同じく、所有農地に違反転用があれば、その是正を求めています。農振除外申請前に、違反転用の是正もしくは転用許可を受けるよう指導します。	